

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査 基準改定に関する取扱いのお知らせ

一般財団法人 福岡県建築住宅センター

日頃より当センターをご利用いただきありがとうございます。

令和4年10月1日に低炭素建築物新築等計画に係る認定基準の改正が施行されます。手数料については変更ございませんが、適用基準により受付の時期が限られますので、ご留意下さい。

■申請にあたっての注意点■

○変更の概要

断熱性能基準及び一次エネルギー消費エネルギー性能基準の強化

参考：6地域の戸建住宅の場合

旧基準：一次エネルギー基準 (BEI) =0.9 UA値=0.87

新基準：一次エネルギー基準 (BEI) =0.8 UA値=0.6 +再生可能エネルギー利用設備設置

○受付について

行政への認定申請日が適用の基準日となります。具体的には下記表の通りの対応となりますので、ご留意下さい。

